

火災廃棄物（一般家庭）搬入の申請手続きの流れ

一般家庭住宅の火災廃棄物（家財道具類のみ）の自己搬入については、ごみ処理手数料が免除になります。

○手続きの流れ

①川越市消防組合からり災証明書を発行してもらう。

※手数料減免申請書の添付資料として写しを提出していただきます。



②立会い（現地確認）の日時の協議をする。

市担当者、被災者、運搬業者等にて、現地立会を行う日を決定します。

※環境施設課管理担当(049-239-6901)までお問い合わせください。



③現地確認

市の職員、被災者、搬入者（搬入を他者に依頼する場合）で、搬入前に一度現地を確認し、搬入できる物の確認・指導を行います。

※現場において「手数料減免決定書」を交付します。以下を持参して下さい。

1) り災証明書（川越地区消防組合で発行）

※コピーで可能、提出先が「川越市役所」と記載のあるもの

2) 申請者の印鑑（認印で可）



④資源化センター又は東清掃センターへ搬入

次ページの「火災廃棄物（一般家庭）の搬入及び受入基準について」の内容をお守りいただき、搬入となります。搬入の際、「手数料減免決定書」

及び「火災廃棄物（一般家庭）の搬入及び受入基準」を持参してください。

※被災者は毎回搬入車両に同乗していただきます。

<問い合わせ先>

環境施設課 管理担当 049-239-6901

火災廃棄物（一般家庭）の搬入及び受入基準について

○受入対象

一般家庭住宅の火災廃棄物（家財道具類）が対象です。

※建築物の解体等に由来する廃棄物は、搬入できません。

→産業廃棄物になります。処理業者については、

（社）埼玉県環境産業振興協会（048-822-3131）へお問い合わせください。

※工場・商店・社宅等の事業系の火災廃棄物は、搬入できません。

○搬入基準

1. 搬入日及び搬入時間

月曜日～金曜日 ※祝日を除く

午前8時40分から午前11時30分、午後0時45分から午後3時30分

※上記日時以外は受け付けできません。

2. 搬入車両及び台数

2tトラックまで

各施設とも1日あたり2台（午前1台、午後1台）まで。

※2tを超える車両での搬入はお断りします。

※あおり板の禁止：荷台のあおりを追加して積載した車両の搬入は、お断りします。

○可燃物・不燃物の分別について

「川越市家庭ごみの分け方・出し方」を参照の上、可燃物・不燃物の分別を必ず行ってください。

※分別されていない廃棄物については、搬入をお断りします。

<可燃物の搬入先・問い合わせ先>

資源化センター：川越市鯨井782-3／049-234-0530)

寝具類、家具類（タンス等）、畳、布類など

<不燃物の搬入先・問い合わせ先>

東清掃センター：川越市芳野台2-8-18／049-223-2645)

金属製品、家電製品（家電リサイクル法対象機器は除く）など

※以下に、市の処理施設で処理できない物（搬入できないもの）を示します。

- (例) ●ブロック、コンクリートの破片、壁材、屋根材（スレート等）、瓦、柱、はり、基礎部分、土・石、タイル、灰などの建築物に由来する部分（産業廃棄物等）
- 廃タイヤ、消火器、バッテリーなどの処理困難物
- 家電リサイクル法対象機器（テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機）、パソコン

これらについては、市の処理施設への搬入をお断り致します。

専門の処理業者へ処理を依頼してください。

○注意事項

- 1 搬入を他者に依頼する場合、市担当者が現場確認の際は、被災者及び搬入者が立会い、センターへ搬入の際は、必ず被災者が搬入車両に同乗してください。 ※市の許可業者に依頼する場合を除く。
- 2 搬入車からの廃棄物の搬出は、搬入者が手下ろしにて行って頂きます。
- 3 廃棄物を搬入する際は、必ずシートを掛けてください。
- 4 搬入物や量によって、搬入日時を指定させていただく場合がありますので、搬入前に必ず東清掃センター、資源化センターへ連絡してください。
- 5 搬入の際、「手数料減免決定書」及び「火災廃棄物(一般家庭)の搬入及び受入基準について」を持参してください。

この「火災廃棄物（一般家庭）の搬入及び受入基準について」を必ずお守りください。

(守られない場合は、搬入されても持ち帰りとなります。)

<問い合わせ先>

環境施設課 管理担当 049-239-6901